

令和元年5月23日現在

機関番号：32606

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K20926

研究課題名(和文) 企業再生税制の歴史的・機能的側面からの分析に基づく政策論の展開

研究課題名(英文) A Historical and Functional Analysis of the Corporate Bankruptcy Taxation

研究代表者

長戸 貴之(Nagato, Takayuki)

学習院大学・法学部・准教授

研究者番号：90632240

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、倒産企業の課税について分析した。単著『事業再生と課税』が本研究に基づく主要な研究成果の一つである。

本研究には二つの特徴がある。第一に、日本とアメリカ両国の資本主義発展の初期以来の倒産政策と租税政策の相互作用を調査・分析することを通じて、倒産企業の課税方法についてのダイナミズムを明らかにした。とりわけ、市場機能を活用した事業再生手法の普及とともに顕在化してきた倒産法と租税法という二つの領域における政策の不整合を描き出した。第二に、倒産企業の課税について、平時の法人課税一般から切り分けるのではなく、平時における課税の延長線上にあるものとして定位する視点を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、第一に、事業再生と課税について論じるため、倒産法学・会社法学上の議論の咀嚼に努め、さらには、コーポレート・ファイナンスをはじめとする基礎的な経済学の知見を参照した点で学際的な性格を有することになった点にある。このことは、現実に生じる事例が総合的な検討を要するにもかかわらず、法学研究が縦割り化・細分化している点への反省を込めている。

第二に、本研究は、実務的な側面や現実に生じた問題に焦点を当てている点で、社会的意義も有する。『事業再生と課税』で観察したアメリカの倒産実務に関する研究や、東京電力の課税関係についての事例研究がその具体例である。

研究成果の概要(英文)：The taxation of bankrupt corporations was examined in this study. A monograph, "Tax and Corporate Bankruptcy" is one of the main publications based on this study.

This study contains two features. First, it revealed the dynamism of the development of bankruptcy taxation by examining the interaction between bankruptcy policy and tax policy since the origins of capitalism in both the United States and Japan. In particular, it illustrates policy inconsistency between these two areas of law, which developed with the prevalence of market-oriented methods of corporate reorganization. Second, it characterizes corporate bankruptcy taxation not as isolated from corporate taxation in general but as an extension of it.

研究分野：租税法

キーワード：企業再生税制 租税属性の移転 株式と負債 リスク・テイキング クレーム・トレーディング コーポレート・ファイナンス 有限責任 交換募集

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

本研究の学術的背景には、国内に、事業再生と課税に関して、実務や税制改正の紹介にとどまることなく、包括的に立法政策を論じた学術論文が少なかったことがある。そして、次の点について発展させていく余地があった。

第一に、租税政策と倒産政策の関係について、真に両者の目的や相互作用を機能的に分析したのではなく、一方を他方に譲歩させるとの前提を置いての検討にとどまる傾向にあった。租税法は、必然的に私的主体である納税者の行動を歪めるため、一方で、これを避けるための課税の中立性の重要性が唱えられる。他方で、特定の政策目的達成のために納税者の行動を敢えて変化させるためにも用いられる（政策税制）。租税法はこのような二面性を有するため、租税政策と倒産政策それぞれの目的と相互作用を機能的分析によって整理することなしに、この二面性を十分に意識した企業再生税制に関する包括的な立法政策論を行うことはできないと考えた。

第二に、企業再生税制という括りが必然のものではないことへの配慮が必要であるが先行研究にそのような視点を明示したものは存在しなかったことがある。標準的なコーポレート・ファイナンスの理解によれば、倒産局面というのは、企業資産への支配権の移転時期に過ぎない。したがって、一昔前のように「倒産＝会社の死」という理解の下に倒産局面における課税関係を考えるのでは不十分である。そして、コーポレート・ファイナンスの理論からは、事業再生は、M&Aの一手法とみるべきものとなり、いわゆる「平時」の資金調達手法や財務リスクチャリング・M&Aと連続的に考えていく必要があると考えた。

国外の学術的背景としては、企業再生税制に関して、租税法の実務・理論が発展しているアメリカにおいても、企業再生税制は、実務家の中心的な関心領域であり、理論的な検討が不十分であった。また、アメリカは倒産法にかかる経済分析の理論研究が発展しており、そこにおいて課税による影響が部分的に論じられることはあるが、企業再生税制や法人税制全体の構造との関係を論じたものは僅少であった。したがって、本研究は、国際的にも研究が不足している部分を補完する試みであった。

2. 研究の目的

本研究では、「事業再生局面」における、「再生企業」の「課税関係」について考察することを目的とした。考察にあたっての分析の視点として「コーポレート・ファイナンス」の視点と、「政策論」の視点を採用した。

このことを「事業再生と課税」をめぐる先行研究やこれまでの実務との関係で敷衍すれば次のようになる。これまで、「事業再生局面」における「再生企業」の「課税関係」について、学説における中心的な論点の一つとなってきたのは、事業再生の際に債務者である再生企業に対して行われる債務免除等から生じる債務消滅益について、課税上どのように取り扱うべきか、という問題であったといえる。この問題に関する従来の理論面の落ち着きどころを多少乱暴にまとめると、「事業再生局面において債務消滅益に課税することになれば、事業再生を妨げることになりかねない。かといって、債務消滅益も理論上所得を構成する以上、一切課税対象から外すことも問題である。そこで、便宜的に、既に繰越可能期間を経過した期限切れ欠損金を以て債務消滅益と通算させることで債務消滅益が生じることによる即時の課税を軽減すべきである」というものだったと思われる。そして、事業再生実務においては、上記のような落ち着きどころを所与として、「法人税法上、いずれの企業破綻処理制度を用いるか、どのような事業再生スキームをとるかで課税上の取扱いが異なるため、税負担まで考慮に入れた事業再生手法を考える必要がある」とされてきたものと推測される。しかし、事業再生局面は、企業財産に対する支配権移転市場の一局面としての性格を有し、経済的資源の効率的な配分手法としての事業再生の在り方が意識されるようになってきている。このことは、事業再生について考えるにあたって、これまで以上に市場を意識した分析が求められることを意味する。

そこで、本研究では、わが国で行われている事業再生実務の細部からはあえて距離をとり、市場メカニズムを最大限活用した事業再生手法を念頭に、再生企業の課税関係について政策的な考察を行った。先行研究は、倒産後の事後処理という事後の（*ex-post*）観点から、事業再生を阻害せず、かつ、税負担の公平にも一定程度配慮する、という形でどのように再生企業を取り扱うかに照準を絞る、いわば平時における規律から括り出された企業再生税制の在り方を構想してきた。これに対し、本研究では、事業再生局面が、企業財産に対する支配権移転市場の一局面であるとの視座の下、平時における規律との連続性や、倒産に至る前の企業やその背後にいる株主や債権者への税のインセンティブという事前の（*ex-ante*）観点からの分析まで考察の射程を広げ、いわば平時における規律の延長線上に位置づけられるものとしての企業再生税制の在り方を構想した。

3. 研究の方法

本研究は、主に二つの研究手法を採用した。第一に、比較法研究の手法を通じ、企業再生税制の歴史的発展の在り方を分析した。すなわち、日本とアメリカの企業再生税制について、両国の資本主義発展の初期に遡って、事業再生手法や平時における租税政策の変遷にも配慮しつつ、その歴史的発展の在り方を観察した。第二に、経済学における、基礎的なコーポレート・ファイナンスの理論やリスク・テイキングと課税の理論を参照しつつ、特に、株式と負債の課

税の中立的取扱いに関する議論や、課税上の欠損の取扱いに関する議論を取り入れながら、企業再生税制の在り方を機能的に分析した。

そして、事業再生局面という人為的に区切られた局面での課税が、事業再生に関する倒産政策や平時の企業の資金調達との関係でどう位置づけられるべきか、という観点を基軸に据え、一方で、現行制度の歴史的沿革・法形成過程を踏まえつつ、他方で、理論的な観点から機能的分析を施すことによって、一定の制約条件の下でのありうる選択肢や考慮すべき事項を析出させる、という手法をとった。

4. 研究成果

本研究の最大の研究成果である『事業再生と課税』（後掲5〔図書〕②）では、企業再生税制の基本構造と個別の資本再構築手法とに分けて、アメリカ法との比較法研究や機能的分析の成果を踏まえ、わが国の企業再生税制の法的意味づけと今後の立法政策論上の要考慮事項の析出を試みた。

第一に、わが国の企業再生税制の基本構造として抽出した、事業再生局面にのみ期限切れ欠損金を債務消滅益と相殺できるという基本構造については、法人レベルのみをみた場合、平時における経済的所得の算定の困難という事情に配慮しつつ、事業再生局面まで踏まえれば、リスク・テイキングへの課税の非中立性（平時におけるこの点の理論的分析として、後掲5〔雑誌論文〕②）を部分的に緩和する機能を果たすものとして正当化する可能性があることを明らかにした。また、最終的な事業の終了時ではなく、事業再生局面においてそのような取扱いを認めることについては、清算も事業再生もいずれも、それまでのリスク・テイキングが倒産という形で失敗に終わったものと法的に観念することによって正当化する可能性があることと論じた。この点は、平時における規律を事業再生局面でも接ぎ木的に用いようとするアメリカの企業再生税制と対照的である。そのうえで、今後、事業再生が企業財産への支配権の移転の一面であり、ますますM&Aとしての性格が強まるにつれ、日本の企業再生税制に対して、平時の規律（この点に関する日本の事例を題材とした研究成果として、後掲5〔雑誌論文③〕）との違いを十分に正当化できるのかという問題が生じうるとの展望を示し、改めて立法による政策決定をしておく必要性を指摘した。

第二に、個別の資本再構築手法に関する問題として抽出した、デット・エクイティ・スワップ(DES)や、デット・デット・スワップ(DDS)および交換募集における債務消滅益の取扱いについて、アメリカにおけるStock-for-debt exchangeやDebt-for-debt exchangeの課税上の取扱いに関する課税ルールの形成過程を観察することを通じて考察を加えた。その結果、アメリカにおいては、これらの取引について租税法上の優遇的な取り扱いを認めるための、平時と事業再生局面との線引きに関して、事業再生手法の市場化との関係で問題が生じてきたことなどを参考に、DESを、企業再生税制の適用がない場合にも、評価額説に親和的な形で処理することが平時と事業再生局面を中立的に取り扱う観点から望ましいこと、DDSについては、まず課税上の取扱いを明らかにする必要があること、DESとの中立的な取扱いが望ましいこと、DES・DDSに共通して、期限切れ欠損金の利用が認められる局面とそうでない局面との境界線を、倒産実務の発展に合わせて微調整していくことが必要であること、を論じた。

また、本研究では、『事業再生と課税』における機能的分析を発展させるものとして、東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故後の東京電力の処理を題材に、会社法における株主有限責任原則と欠損金の取扱いの関係についても別の機会を得て考察を行った（後掲5〔雑誌論文〕①および〔図書〕①）。すなわち、福島第一原子力発電所の事故は、株主有限責任原則の下で既存株主が過大なリスク・テイキングを行った結果発生したものと捉えることも可能である。それにもかかわらず、同事故によりもたらされた原子力損害に対する東京電力の被害者への賠償に関して、政府は、東京電力を倒産手続によって処理することはせず、東京電力が債務超過にならないようにしたまま賠償を継続させるための救済スキームを採用した。そして、既存株主が倒産手続において排除されなかったことと、採用された具体的な救済スキームとが相まって、同スキームの下での東京電力の法人税法上の取扱いが、それ以外の法人に比べ有利となる部分があり、その課税上の偶発的利益が、既存株主によって享受されている可能性を指摘し、その改善方法を検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ① Nagato, Takayuki, Tax Losses and Excessive Risk Taking under Limited Liability: A Case Study of the TEPCO Bailout after the Fukushima Nuclear Disaster, Columbia Journal of Asian Law, 査読あり, Vol. 32 No. 2, 2019年
- ② 長戸 貴之, キャッシュ・フロー法人税の理論と課税, 法律時報, 査読なし, 90巻2号, 2018年, 21-26頁
- ③ 長戸 貴之, 組織再編成における事業の継続性と繰越欠損金の引継制限——ヤフー事件最高裁判決との射程との関係, 論究ジュリスト, 査読なし, 18号, 2016年, 234-237頁

〔学会等発表〕（計 5 件）

- ① 長戸 貴之, 事業再生と課税, 商事法務研究会 事業再生研究機構 公開会員解説会, 2018年
- ② 長戸 貴之, 事業再生と課税, 企業法プロジェクト研究会, 2017年
- ③ 長戸 貴之, 事業再生と国家, 「持続可能な公共財としての原子力システムの可能性」研究会, 2017年
- ④ 長戸 貴之, 事業再生と課税, 関西租税法若手研究会, 2017年
- ⑤ 長戸 貴之, 事業再生と課税, 租税法研究会, 2016年

〔図書〕(計 2 件)

- ① 長戸 貴之 (金子宏＝中里実編, 分担執筆), 租税法と民法 (担当: 責任財産としての租税属性——東電処理からみた株主のリスク・テイキングと課税), 有斐閣, 2018年, 291-308頁
- ② 長戸 貴之, 事業再生と課税: コーポレート・ファイナンスと法政策論の日米比較, 東京大学出版会, 2017年, 386頁

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

○取得状況 (計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。